

東温市公告第6号

次の場所を自動証明写真機の設置場所として、一般競争入札により貸し付けますので公告します。

令和8年2月3日

東温市長 加藤 章

1 一般競争入札に付する事項

貸付けを行う物件

	設置場所	所在地	予定価格	備考
1	市庁舎自動証明写真機コーナー	東温市見奈良530番地1	56,690円	予定価格は賃貸期間（5年）の総額とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

設置台数は1台

詳細は、別添『東温市有施設自動証明写真機設置事業者募集要領』による。

一般競争入札参加希望者は、必ず確認を行ってから参加すること。

2 貸付期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(契約期間の更新は行わない。)

※ 契約最終年の令和13年3月20日から令和13年3月31日までの間に設置した自動証明写真機等を撤去すること。なお、協議により撤去期間について変更することができる。また、期間満了前の撤去に対する貸付料の返金は行わない。

3 参加資格

(1) 次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができる。

① 自動証明写真機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。

ただし、現在自動証明写真機の設置について許可を受けている者については、実績のある者として参加資格を有するものとする。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者でないこと。

④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。

- ⑤ 東温市内に本店がある者については、東温市税の未納がないこと。東温市外に本店がある者については、国税に未納がないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが成されていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

（2） 前項にかかわらず、次に該当する者は参加することができない。

- ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被後見人、被保佐人又は被補助人）又は破産者で復権を得ない者
- ② 次のいずれかに該当する者（その事実があった後 2 年間とする。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用する者も同様とする。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの一つに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 入札申込等

入札に参加するに当たり、事前に参加資格を確認し入札参加業者を決定するので、入札を希望する場合は、下記期間までに関係書類を提出すること。

（1） 申込受付期間

令和 8 年 2 月 3 日（火）～令和 8 年 2 月 24 日（火）

（土日祝日を除く。）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（2） 提出先

東温市 総務部 企画財政課 管財係（市役所 3 階）

※ 持参又は郵送によるもの。（郵送の場合、必着とする。）

※ 電話、FAX 又はインターネットによる受付は行わない。

（3） 提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
- ② 誓約書（様式第 2 号）

③ 証明書類（提出日現在で発行日から3ヶ月以内のもの、写し可）

　法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

　個人の場合 住民票の写し

④ 国税及び市税の未納がないことの証明書

（提出日現在で発行日から3ヶ月以内のもの、写し可）

⑤ 設置する自動証明写真機のカタログ

（4）入札参加業者の決定

提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている場合に限り入札に参加することができる。

入札参加資格を認めた業者には、2月25日（水）以降に入札参加資格確認書を送付するので、入札日当日に入札会場において入札参加資格確認書（写し）を提出すること。

（5）入札日時等

令和8年3月10日（火） 午後1時30分

東温市本庁舎4階 403会議室

※ 入札開始時刻に遅れた場合は入札に参加できない。

※ 入札参加資格確認書（写し）の提出が無い場合は入札に参加できない。

※ 入札参加者以外は入札会場への入室はできない。

※ 代理人は、委任状の提出が無い場合は入札に参加できない。

（6）入札金額等

入札金額は、貸付期間中の貸付料の合計額（5年分）を記入すること。（消費税及び地方消費税を除く。）

入札会場にて開札を行い、落札者を決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額（消費税及び地方消費税分）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、予定価格以上の額で、最高の価格で入札を行った者を設置業者とする。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合には、くじにより決定する。

（7）保証金

入札保証金は免除

契約保証金は落札金額の10分の1とする。

（8）入札の注意事項

① 入札は所定の入札書（様式第3号）を使用すること。入札書及び内訳書（年度別）（様式第4号）を封筒に入れ、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に明記すること。

② 入札書にはボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記載し、押印すること。代理人が入札を行う場合は、委任状（様式第5号）を提出すること。鉛筆、シャープペンシルの使用は不可。

③ 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。ただし、金

額の訂正は不可。

- ④ 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないこと。
- ⑤ 入札者は、一度提出した入札書の書換えや差替え又は撤回はできない。
- ⑥ ①～⑤に違反した入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ・ 一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者の行った入札
 - ・ 入札参加資格を有しない者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者）のした入札
 - ・ 入札に際し、連合等による不正行為があつた入札
 - ・ 同一事項の入札に対し、二つ以上の意思表示を行つた入札
 - ・ 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認し難いもの
 - ・ 入札書に押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
 - ・ 入札書の金額の表示を訂正したもの
 - ・ 入札書の金額が最低予定価額に到達しないもの
 - ・ 虚偽の事実を記載した者の行った入札
 - ・ 担当職員の指示に従わなかつた者の入札
- ⑦ 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき若しくは災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

(9) その他

- ① 契約締結に当たっては、契約書（要綱第 5 条 様式第 2 号）により契約を締結する。
- ② 契約の締結及び履行に関する費用は全て落札者が負担すること。
- ③ 貸付料の納付は各年度納入通知書により年度毎に一括納付すること。
- ④ 入札希望がなかつた場合は、見直しを行い再度公募する場合がある。

5 自動証明写真機の規格等

設置する自動証明写真機の規格等の詳細については『東温市有施設自動証明写真機設置事業者募集要領』による。

この公告に対する問い合わせ先

〒791-0292

愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

東温市 総務部 企画財政課 管財係

TEL 089-964-4401

FAX 089-964-1609